

派遣法改正に基づくマージン率の公開について

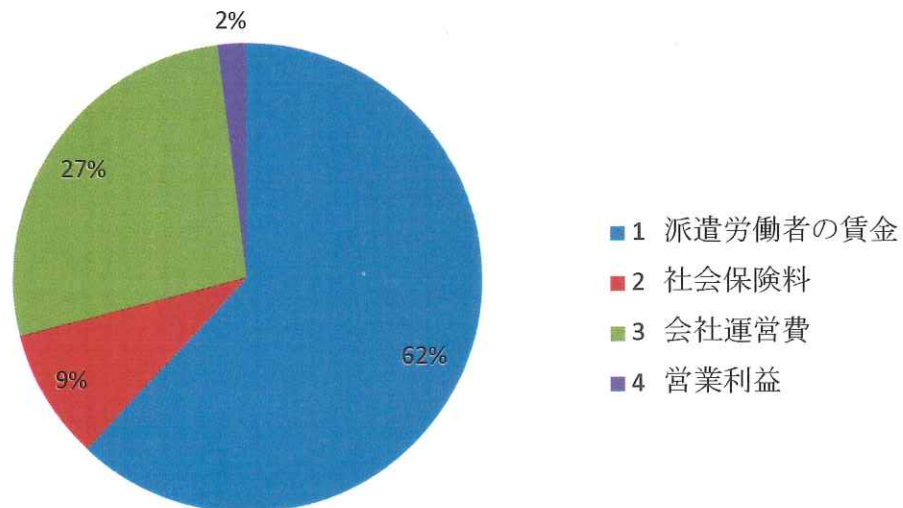
対象期間 令和6年7月～令和7年6月迄(第52期決算)

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)の、情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。

以下、当社における情報提供項目を公開いたします。

派遣労働者の数(1日平均)	3人
派遣先の数	3社
マージン率	38%
教育訓練に関する事項	CAD及びPC研修 ・ 安全衛生教育
派遣料金の1日あたりの平均額	25,900円 (1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均	16,000円 (1日8時間当たり換算)

■マージン率の内訳



マージン率に含まれるもの

- ・ 社会保険料：雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・厚生年金基金・健康保険
- ・ 福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費・作業服の支給
- ・ 教育研究費：技能講習受講費
- ・ 派遣元会社経費：営業担当などの人件費・通信費等
- ・ 営業利益

所在地 愛媛県新居浜市江口町8番19号
名称 株式会社 四国技術センター
事業主 代表取締役 木内 修治

